



緊急申し入れ!

大地申第10号

「大地申第24号の労使の確認事項を反故にしている
職場現状を直ちに是正し、適正な労働時間管理を求める」

緊急申し入れ提出!

大地申第24号4項の交渉で乗務員には「手待ち時間」という考え方はない事を前提に、「労働時間Bは手待ち時間ではない」という事を確認しています。また会社は「医学適性検査の予約に関しては準備時間や整理時間など活用し労働時間内で申請を行って欲しい」と主張はしていたものの、議論の中で「準備時間や整理時間には事務手続きの時間は組み込まれていない」ことは労使で確認しています。

大宮統括センター乗務ユニットではUTリーダー筆頭に「労働時間B、準備時間、整理時間を活用して申請して欲しい」と執拗に言われています。また組合員が「明けでどうしても申請したいのに駄目なんですか」「他の人が時間外労働で申請出来ている人がいます。自分は出来ないのですか」と聞くと「どうしてもというのは自己の都合」「指示したのであれば、それは当直(管理者)の誤った指示」と一蹴しています。健推セ第166号「定期健康診断予約システムを通じた予約に関する勤務の取り扱いについて(連絡)」に照らしても乗務員には手待ち時間は無い中で社員からの申請を拒否したことは取り扱いにおいても明確に違反しています!



医学適性検査の予約をめぐる
労使の確認事項を反故にする事象が発生!

2023年度 大地申第24号交渉
「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ

大宮統括センター乗務 UT 管理者の指示内容

労働時間B

- 医学適性検査の予約は労働時間とすること
- 労働時間 B は手待ち時間ではない
- 準備時間、整理時間に事務手続きの作業の時間は含まれていない

申請には「準備時間・整理時間・労働時間 B を活用して欲しい」

組合員が整理時間で出来なかったため退勤後に「どうしても申請したい」と申告するも…

(会社) 「どうしてもというのは自己の都合」「申請は次の勤務でやって欲しい」

要求項目!

1. 特に大宮統括センター乗務ユニットの管理者が社員に対して執拗に「労働時間B」「準備時間」「整理時間」など活用し申請をうながしてきた経過を明らかにすること。また組合員が退勤後に「医学適性検査の申請をしたい」と申告するも許可しなかった事象に関して支社の認識を明らかにすること。
2. 労使の団体交渉における確認事項違反に対して支社の認識を示し直ちに是正すること。また団体交渉での確認事項遵守に向けた再発防止の具体的対策を実施すること。

社員が理解出来ない労働時間管理は直ちに是正せよ!